

# 福岡県公報

令和二年七月三日  
第百十六号  
増刊  
①

## 目次

### 選挙管理委員会

○長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定の一部訂正

(市町村支援課) …………… 一

### 正誤

○令和二年福岡県選挙管理委員会告示第五十八号 中正誤

…………… 一

## 選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第七十五号

長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定(昭和四十五年八月福岡県選挙管理委員会告示第二十三号)の一部を、次のとおり改める。

令和二年七月三日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

一 病院 福岡市(西区)の表中

聖峰会マリン病院	〃	〃	小戸三―五五―一二
介護老人福祉施設下山門	〃	〃	下山門四―六一―一
聖峰会マリン病院	〃	〃	小戸三―五五―一二
〃	〃	〃	小戸三―五五―一二

を

に改める。

二 老人ホームの表中

特別養護老人ホームなの国

〃  
〃  
拾六町団地二―一八

を

特別養護老人ホームなの国

〃  
〃  
拾六町団地二―一八

に改める。

介護老人福祉施設下山門

〃  
〃  
下山門四―六一―一

## 正誤

2 ・ 6 ・ 16	発行年月日	
111 増刊①	番公 号報	
選挙管理委 員会告示	種 類	
58	番同 号上	
2	ペー ジ	
	上	欄
○	下	
前 から 10	行	
追 加	備 考	
福岡県福岡市	正	
福岡県福岡市	誤	